

# 令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-4)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	当初予算(a)	258	312	307	298
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	258	312	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	240	276	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)</li> <li>・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)</li> <li>・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)</li> </ul>				

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン(※)) (※)Ozon Depletion Potential: オゾン層を破壊する力を定数値化した値。オゾン破壊係数。	基準値	実績値					目標値	達成
		H元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R2年度	○
		5,562	178	156	159	0	-	0	
		年度ごとの目標値	-	-	-	0	-	-	
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	○
		-	2,488	2,500	2,107	-	-	減少傾向維持	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-	
-		38	39	38	41	-	75		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。  ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和元年までに約80%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。  ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。
	施策の分析	○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成することができた。また、PRTRによるオゾン層破壊物質の排出は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和元年までに約80%減少するなど、着実な効果を上げた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○地球規模のオゾン層全量は1990年代後半からわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いており、オゾン層破壊物質の排出量は今後とも重要な指標である。 ○機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みをより強化した改正フロン排出抑制法の適切な執行及び周知の強化を引き続き行っていく必要があり、設定していた業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)は今後とも重要な指標である。  【測定指標】 ハイドロクロフルオロカーボン(HCFC)消費量に関してはモントリオール議定書及びオゾン層保護法に基づき、生産・消費が廃止されたため、測定指標としては目標達成とし、終了する。

学識経験を有する者の知見の活用	○フロン排出抑制法の平成25年改正事項に係る使用時漏えい対策の施行状況の把握や、機器廃棄時のフロン類の回収率向上に向けた技術的検討のため、有識者からなるワーキンググループを開催し、助言をいただいた。  ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等を取りまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名	豊住朝子(フロン 対策室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	--------